

香川労働局発表
平成26年11月27日

担 当	香川労働局労働基準部
	健康安全課長 合田 弘孝
	安全専門官 森脇 忠臣
	電話(087)811-8920
	夜間(087)811-8926(呼)
http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/	

「年末年始ゼロ災害香川推進運動」を展開

～ 安全の足並み揃えて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害 ～
(平成26年12月1日から平成27年1月31日まで)

香川労働局(局長 ^{かとう としひこ}加藤 敏彦)各労働基準監督署等では、一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、非定常作業による「無理な動作」等の災害が多発する12月1日から来年の1月31日までの2か月間「年末年始ゼロ災害香川推進運動」を展開します。期間中、管内各労働基準監督署においては、年末年始安全衛生パトロールを実施します。

非定常作業とは、保守作業、トラブル対処など、通常の作業と異なる作業をいいます。

年末年始は、何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期であることから、各事業場、職場では、災害防止のための特別な配慮が必要です。

また、この時期は、働く者一人ひとりが心新たに日常の安全衛生活動を総点検するとともに、自らの健康や生活習慣を見直す絶好の機会です。

そこで、「安全の足並み揃えて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害」の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成26年度年末年始無災害運動(平成26年12月15日～平成27年1月15日)」と呼応し、「年末年始ゼロ災害香川推進運動」を展開し、事業場において実施して頂きたい重点事項について周知・啓発に努めることとしております。

最重点事項 非定常作業における労働災害防止対策(安全衛生教育、作業前KYの実施)の徹底

- 重点事項**
- (1) 墜落・転落災害及び転倒災害の防止対策の徹底
 - (2) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
 - (3) 交通労働災害防止対策の徹底
 - (4) 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
 - (5) 機械設備に係る確実な検査及び点検・確認
 - (6) 安全衛生パトロールの実施
 - (7) 火気の使用時における管理の徹底
 - (8) 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒、運動不足)に関する健康指導の実施
 - (9) 安全衛生意識の高揚に関する措置の実施

平成26年度 年末年始ゼロ災害香川推進運動実施要綱

香川労働局

1 趣旨

香川県下の平成26年の労働災害による死傷者数は、10月末現在で824人で前年同期と比較すると15人増加しており、依然として墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害が高い割合で発生している状況にある。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップが自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが求められている。

とりわけ年末年始は、何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期であることから、各事業場、職場では、災害防止のための特別な配慮が必要となる。

そこで、香川労働局、各労働基準監督署、災害防止団体等では、一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、

「安全の足並み揃えて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害」

の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成26年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災害香川推進運動を展開することとする。

2 実施期間

平成26年12月1日から平成27年1月31日まで

3 主唱者

香川労働局、各労働基準監督署

4 実施者

各事業場

5 主唱者の実施事項

- (1) 香川労働局、労働基準監督署による事業場に対する周知・徹底
- (2) 労働基準監督署による安全衛生パトロール
- (3) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施
- (4) マスコミ、関係行政機関を通じた周知、広報の実施

6 事業場の実施事項

最重点事項

非定常作業における労働災害防止対策（安全衛生教育、作業前KYの実施）の徹底

重点事項

- (1) 墜落・転落災害及び転倒災害の防止対策の徹底
- (2) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (3) 交通労働災害防止対策の徹底
- (4) 職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）の徹底
- (5) 機械設備に係る確実な検査及び点検・確認
- (6) 安全衛生パトロールの実施
- (7) 火気の使用時における管理の徹底
- (8) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒、運動不足）に関する健康指導の実施
- (9) 安全衛生意識の高揚に関する措置の実施



年末年始ゼロ災害香川推進運動

【期間 平成26年12月1日から平成27年1月31日まで】

安全の足並み揃えて 手を抜かず
年末年始もゼロ災害

年末年始は労働災害の発生要因の増大が懸念されます。
一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、「安全第一」という基本に立ち戻り、経営トップが安全衛生に対する決意を新たにし、次の事項を実行しましょう！

【 職場での重点的な取組事項 】

最重点事項

非定常作業における労働災害防止対策(安全衛生教育、作業前KYの実施)の徹底

重点事項

- (1) 墜落・転落災害及び転倒災害の防止対策の徹底
- (2) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (3) 交通労働災害防止対策の徹底
- (4) 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- (5) 機械設備に係る確実な検査及び点検・確認
- (6) 安全衛生パトロールの実施
- (7) 火気の使用時における管理の徹底
- (8) 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒、運動不足)に関する健康指導の実施
- (9) 安全衛生意識の高揚に関する措置の実施

平成 26 年度 年末年始ゼロ災香川推進運動実施要綱

香川労働局

1 趣旨

香川県下の平成 26 年の労働災害による死傷者数は、10 月末現在で 824 人で前年同期と比較すると 15 人増加しており、依然として墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害が高い割合で発生している状況にある。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップが自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが求められている。

とりわけ年末年始は、何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期であることから、各事業場、職場では、災害防止のための特別な配慮が必要となる。

そこで、香川労働局、各労働基準監督署、災害防止団体等では、一年の締めくくりに笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、

「安全の足並み揃えて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害」

の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成 26 年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災香川推進運動を展開することとする。

2 実施期間

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日まで

3 主 唱 者

香川労働局、各労働基準監督署

4 実施者

各事業場

5 主唱者の実施事項

- (1) 香川労働局、労働基準監督署による事業場に対する周知・徹底
- (2) 労働基準監督署による安全衛生パトロール
- (3) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施
- (4) マスコミ、関係行政機関を通じた周知、広報の実施

6 事業場の実施事項

リーフレット表面の【職場での重点的な取組事項】のとおり

月別災害発生状況の分析結果 (平成 22 年～平成 25 年：香川県内)

年末年始ゼロ災香川推進運動実施期間である 12 月、1 月に災害が多発しており、特に 1 月は 1 年間のなかでも災害が多く、労働日が少ないことも考えると、注意が必要である。

月別の災害発生件数ワースト 3

	1 位	2 位	3 位
平成 22 年(1,177)	1 月 (117) 9.9%	8 月 (115)	6 月 (113)
平成 23 年(1,128)	6 月 (107)	1 月 (106) 9.4%	8 月, 9 月 (102)
平成 24 年(1,162)	2 月 (118)	8 月 (108)	1 月 (101) 8.7%
平成 25 年(1,119)	12 月 (109) 9.7%	8 月 (106)	1 月 (100) 8.9%

() は発生件数

「非定常作業」について

非定常作業とは、保守作業、トラブル対処など、通常の作業と異なる作業をいい、年末年始の労働災害の中には、非定常作業中のものが多く含まれています。

非定常作業中の労働災害が多い理由としては、

- (1) 非定常作業は、日常的に反復・継続して行われることが少なく、かつ十分な時間的余裕がなく行われることが多いため、設備面及び管理面での事前の検討が十分でないことが多く、併せて、これらの作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと。
- (2) 非定常作業は、事業場の複数の部門（製造部門、保全部門等）にわたって、輻輳して行われることが多い反面、事前の作業に関する連絡調整が必ずしも十分ではなく、作業指示が不明確になりがちであること。